

戦前期琉球・沖縄におけるフール（豚便所）の歴史

瀧 端 真理子

History of Furu (Pigsty and toilet) in Prewar Ryukyu/Okinawa

Mariko TAKIBATA

要 約

本稿では琉球・沖縄における豚飼育とフール（豚便所）利用の実態を文献資料から探り、フールの廃止に至る経緯の復元を試みた。琉球王府時代の農業書群からは、肥料が農業生産力向上のために重視され、豚小屋に草や木の葉を敷いて豚に踏ませ人糞を加えて肥料作りが行われたこと、豚の放し飼いが禁止されたことが分かる。『南島雑話』からは奄美大島で富豪は便所の下で豚を飼えたが屋外での排泄が一般的であった様子が分かる。沖縄本島でも石造フールを持てるか否かは社会的地位に影響されていた。地割制度が廃止された明治 36 年当時、農家の副業として豚は一世帯平均 2 頭飼われ、豚の飼養頭数は全国の過半数を占めていた。明治 38 年制定の養豚場取締規則では、道路や井戸から距離を取ることや警察の許可が求められ、石造フールの構造雛形が示されたが、村落は適用外だった。文化財として国に指定・登録されているフールは、いずれも明治・大正期に築造されている。名護市指定有形文化財の源河ウェーキはやんばる有数の富裕家の 4 連型フールである。大正 5 年に有鉤条虫が豚から最初に検出されたことが、おそらく大正 5 年ないし 6 年に都市部でのフール使用が禁止され、汲取式への転換が求められた理由ではないかと推測できる。昭和 6 年に寄生虫予防法が公布され、翌年には県では「豚舎改善補助費」が計上された。生活改善運動としての豚便所廃止が各地で始まり、戦後、有鉤条虫の感染サイクルは断ち切られた。最後に、「恥」と一時は思われた豚便所は、格好の琉球・沖縄の歴史を学ぶ素材になることを述べた。

キーワード：琉球、沖縄、豚、フール、豚便所、生活改善運動

1. はじめに

本稿は沖縄における豚とフール（豚便所）を文化財化と観光資源化（保存と活用）の観点から分析する基礎として、フールに焦点を当て、その歴史の実態を文献資料から探り、衰退・廃止に

至る経緯の復元を試みるものである。

2025 年 1 月現在、フールは国の重要文化財（建造物）2 棟、登録有形文化財（建造物）7 基に指定・登録され、またフールを含む屋敷跡が名護市指定文化財（建造物）に指定され、すでに文化財化が行われ、ある程度の観光資源化もされている。一方、現存する未指定のフールは消滅の危機にさらされている。平川宗隆によれば、「県内各地には、保存状態はさておき今であれば修復可能なフールが多く残されている」[平川 2021:89] 状態にある。未指定のフールを保存し活用するためには、フール、豚、人々のかかわりを可能な限り掘り起こし蓄積する必要がある。

1879（明治 12）年の沖縄県設置から 1945（昭和 20）年までの期間に沖縄県が交付または発令した令達・令規に関する公式の記録簿冊は、沖縄戦の戦火の中で焼失ないし散逸したため、今日ではほとんど残存していないといわれている [青嶋 2009: 7]。従って戦前期の沖縄県で行われた豚飼育にかかわる令達・令規も断片的にししか知ることができない。一方、琉球王府時代の農業書群には当時の農政や家畜、肥料づくり等が記録されているほか、紀行文等の文献が存在している。また、沖縄戦を経験し、地域が激変し多くの資料を失った沖縄では、地域史（市町村史・自治体史・地方史・字誌）づくり・刊行が盛んである [中村 2002、2012] ため、多くの地域史から豚飼育に関する記述を見つけることが可能であり、これらを用いてフールの歴史を確認していきたい。なお、本稿での引用文中の漢字は常用漢字のあるものは原則として常用漢字に改めた。また、本稿引用文中には差別用語があるが、歴史資料であるため原文のまま引用している。

2. 先行研究

琉球・沖縄の豚とフールに関しては多くの先行研究があり、豚とフールは切り離して論じることができない。ここではフールを中心に、主な先行研究をあげておく。なお、豚便所は地域によって様々な呼び名（フール、ウワーフール、マチフール、フールヤー等）がある。

島袋正敏は、近世期の「農務帳」等に地力増進のためには堆厩肥生産が重要であることが強調され、王府が細かいことまで示達し制裁の措置を取るという状況から、おそらく家畜の飼育形態は放飼か半放飼が一般的でなかったか、と推定している [島袋 1989:34-37]。

フールに関しては、獣医師である平川宗隆による一連の出版があり、特に『沖縄フール曼荼羅いにしへの〈豚便所〉トイレ文化誌』（2021）には、トイレ事情、フールをめぐる文化、文化財になったフール、フールの発生と衰退が文献や写真資料と現地調査をもとに網羅的に記述されており、「文化財になったフール」の章には国・名護市によって文化財指定された 7 箇所の紹介と、旧与那城村の 6 箇所が写真とともに掲載されている。平川は、改善しても汲み取り式トイレであった時代には、フールの利点は（強烈な臭気を伴う）汲み取りが必要ないことに尽きる（pp.52-53）、と指摘している。また、「常々、地域に放置され朽ち果てていくフールを観て、だれかが大切な宝物だと早く気づいてくれないか、と歯がゆい思いでいた」（p.77）と述べ、地域で眠っている、あ

るいは崩壊しかけているフルにスポットを当て、地域おこしの起爆剤にする道を探っている〔平川 2000、2005、2016、2021〕。本稿は、平川のフル保存の主張に共感し、この動きに連なるべく、可能な限り資料原典にあたり、時系列的な整理を試みるものである。

また、考古学・民俗学的研究として、琉球諸島各地を踏査し、各地に残された豚飼育施設を集めた石井龍太の研究がある。石井は、琉球諸島の豚飼育施設は豪華なものが少なくなく、個人で所有管理するものとしては墓に並ぶ規模であるため、豚が大切なものであったように、豚所有施設もまた大切なものであったと指摘している。また石井は、豚飼育施設を研究する意味として、人と豚の歴史を掘り下げる際に最も重要な調査対象は豚であるが、遺跡から出土する豚は骨の細片になっていることが多いこと、特徴がはっきりわかる部位が出土しないと豚とイノシシの区別が難しいことから、豚そのものの以外に手掛かりが必要であり、豚飼育施設の研究が重要な意味を持つこと、また、豚便所の類例はアジア各地に存在することが知られているため、豚飼育施設の研究はグローバル交流の研究ともなり、かつ、琉球諸島全域の家庭内で豚が飼われていた期間（18世紀から1970年代まで）は琉球諸島の政治的位置付け、社会構造、価値観が大きく動き続けた時期であり、豚飼育施設の展開には歴史の動きが反映されているに違いないことを指摘している〔石井 2020: 96-164〕。

鶴藤鹿忠の『琉球地方の民家』は、琉球地方の民家を広範に調査し、豚舎を含む屋敷内の間取り図及び解説を多数掲載した書である。全体を通じて調査年の記述がないが、「まえがき」に昭和41（1966）年9月の宮古島台風（台風18号）が草葺民家に全滅に近い被害を及ぼした旨の言及があり〔鶴藤 1972〕、概ね昭和40年代の調査記録ではないかと思われる。

旧具志川市の住まいについては、平成19、20（2007-08）年度に聞き取り及び実測調査が行われ、『具志川市史 第八巻 民俗編 上』には、32枚の調査票が住宅の写真や図面とともに掲載されており、ウーフル（豚便所）の位置や規模が記載されている〔うるま市 具志川市史編さん委員会 2011:538-614〕。

また、沖縄市教育委員会文化課による『ふるさと園復元概報』の中には、字白川所在（戦後は米軍基地に接収され、黙認耕作地に残っていた）マチフル（豚舎）の調査と移築復元に関する詳細な記録が残されているほか、沖縄市内22戸の古民家の調査が掲載されており、中にはフルヤー（豚舎）の残存が確認できる記載もある〔沖縄市教育委員会文化課 1987〕。

在来豚「アグー」の復活に関しては、前述の平川（2016）のほかに、小松かおりによる在来家畜の商品化に関する研究〔小松 2007〕がある。この中で小松は在来性の基準と権利、アグーをめぐる言説の変化、在来性の地理的範囲、在来性の商品価値について論じており、「食料の自給と、屋敷地における少数飼育を背景とした生活文化を失った「アグー」の価値は、どのように再編されるのであろうか」と問題提起している。こうした問題は、フルの文化財化、観光資源化を考える際には、フルの中で飼育されていた「豚」を抜きに考えることが出来ない以上、避けて通ることの出来ない検討課題である。

「ブタをめぐる両義性の生成」に着目して、養豚場の排斥問題（ブタの悪臭言説）と、戦後にハワイ在住沖縄系移民からブタが寄贈された話題や在来種アグーの復興運動（ブタへの好意言説）を分析した比嘉理麻の研究は、〈沖縄のブタ文化〉と評される際に取り上げられることのなかったネガティブな側面を意識的に拾い上げている。比嘉は、「豚に対する好意の言説が流布される一方で、養豚場の排斥運動を引き起こすまでに根深い豚への嫌悪という矛盾こそを主題化する必要があったのである。とくに、ブタの肯定的な表象を強調することはこの矛盾を不可視化する言説を再生産することと同義に近い。そのため、過去から連綿と続く人とブタの親密な関係のみを際立たせる言説は、批判的に捉えねばならない」と論じている [比嘉 2015]。

3. 琉球・沖縄での豚飼育の歴史とフル

3-1. 対象地域

豚とフルの研究は沖縄県内に限定されるものではなく、平川は東アジアや東南アジアでのフィールドワークを長年続けている。また、石井も琉球諸島の隣接地である奄美諸島や韓国済州島での豚飼育施設の調査を行なっている。「グローバル交流の研究」の視点からこれは当然のことであるが、本稿では手始めに、琉球列島（沖縄県）の中の先島諸島と沖縄諸島を主たる対象とし、隣接する薩南諸島（鹿児島県）のうち、重要資料が存在する奄美諸島についても一部、取り上げることとする。

3-2. 琉球列島への家畜ブタの導入

琉球列島へのブタの運搬は文献では 14 ～ 15 世紀が最古で、それ以前は野生のリウキュウイノシシ (*S.s.riukiuanus*) が狩猟されていたと考えられてきた。しかし先史遺跡からリウキュウイノシシと形や大きさの異なる骨が見つかっており、先史人類によるブタの運搬も議論されていた。高橋遼平らは、遺跡出土のイノシシ・ブタの骨の形態・古 DNA 解析を行なっている。解析結果から、先史時代の琉球列島に複数系統の野生イノシシが生息していた可能性は低く、琉球列島やその近隣地域を舞台とした先史時代の人類の移動に *Sus* 属（イノシシ・家畜ブタ、*Sus scrofa*）が伴っていた可能性が考えられること、また *Sus* 属の導入経路が複数存在した可能性があることが示唆されている [高橋ほか 2012:77-78、高橋 2018:134-135]。

3-3. 琉球王府時代の豚飼育

琉球王府（第二尚氏王統後期）の三司官¹の位にあった蔡温（1682-1761）は『独物語』²の中で、豚の供給事情を次のように記している [蔡温 1750、（翻刻）1934:7]。

二十年以前はぶた^{ギリ}切とて首里那覇一人宛立置候に付て諸方のぶた^{ギリ}繁栄不^レ仕候、依^レ之冠船御渡来の時毎日ぶた^{ギリ}二十匹宛唐人御馳走用に殺せ申候所御当国中のぶた^{ギリ}にて致^ス不足^一与論島江良部

大島徳之島鬼界島よりふた取寄漸く筈合（間に合せ）為し申事に候、然所二十年以来ふた繁栄させ候為首里那覇ふた切何十人にてても心次第可し仕旨申渡候に付諸方のふた致し繁栄し最早首里那覇都合四五十疋程毎日殺せ候得共首里那覇泊近方田舎計のふたにて相済不足無し之候

18世紀の沖縄島において、豚の屠殺人は首里、那覇に各1人のみ置いたため豚飼育は盛んではなかったが、冠船（冊封使船）渡来時、接待のために毎日豚20頭を屠殺したので、国内の豚では不足し、与論島、沖江良部島、奄美大島、徳之島、喜界島から取り寄せて間に合わせていた。屠殺の制限を無くしたことで、豚飼育は盛んになり、首里、那覇で毎日40～50頭を屠殺しても首里、那覇、泊や近郊農村で必要量を賄えるようになったという内容である。

蔡温（具志頭親方）らが雍正12（享保19（1734））年に出した『農務帳』（評定所から令達した農業指導とその監督を規定した文書）には、「一、壅用候儀耕作方肝要之勤候間、壅之貯可入念事（肥料を用いることは耕作上最も重要なので、肥料を貯えるように心がけること）」とある〔具志頭親方ほか1734（山田ほか1983:9）〕。蔡温は、『農務帳』を通じて農事改革を徹底させ、行政機構を整備し、この『農務帳』は沖縄全島の各村々に配布・通達されたと考えられている〔福仲1983:183-218〕。

『耕作下知方並諸物作節附帳』は沖縄本島北部の大宜味村の勸農担当の役人たちが、毎月の一日に上級の役所である番所に出向き、自らの担当する大宜味での農事監督の要点と農事一般を報告した際の書付で、道光20（天保11（1840））年に書かれている。福仲による解題では、「蔡温農政の影響を受けて、河川の補修、堤防の保全など農業基盤の整備をすることを前提としているが、自給肥料をきめ細かくつくること、農具、運搬具などの用意を心掛けることなどを説いている。自給的色彩の濃い小農生産の原型をみることができる」とされている〔福仲1983:183-218〕。この『耕作下知方並諸物作節附帳』には、肥料の作り方について、以下のような記述がある〔山川親雲上ほか1840（山田ほか1983:20）〕。

一、壅求方之儀、牛馬羊屋敷ニ飼立不申は思様し壅難相貯候間、従前々被仰渡置候通能々其守達可有之事。

（肥料は、牛馬や山羊を屋敷内で飼わなければ思うように確保できないものである。したがって、以前からたびたび申し渡された通達を確実に守らなければならない。）

「壅」は「くやし」と読み、肥料の意味である。さらに、「かや、薄は、台所之庭よりふろノ前迄取ひろけ置踏からし、雨ふり之砌が^(ママ)つ之所江取まつミ、朽次第ふろし取入、ふたし踏させ壅屋^江取まつミ貯置、相用得候事（かや、すすきは、台所近くの庭から豚小屋の前までひろげておいて踏みつけ、雨の降るときにはぬらさないようにがつのところに取りこんでおく。腐ってきたら豚小屋に入れ、豚に踏ませたのち肥料小屋に積んで貯えておき、使用すること）」とされている。「ふ

ろ」は豚小屋のことで、「がつ」は仲地による注釈では「不詳」とされている。このように、自給的生産のために豚による肥料づくりが奨励されていたことが分かる。

上記二書が役人による農書であるのに対して、乾隆（延享2(1745)）年の金城筑登之親雲上和最による『寒水川村金城筑登之親雲上、耕作方相試田地奉行所へ申出之条々』（寒水川村の金城筑登之親雲上が耕作法について検討し、田地奉行所へ提出した条文）は、農民による農書である。寒水川村（現那覇市首里寒川町）は首里台地の南斜面の地で、本農書の著者金城和最（唐名 周成徳、1696-1765）は、優れた農功者として晩年、百姓から士族の籍に列せられた人物である。和最は、水肥の重要性や牛糞、馬糞の利用には言及しているが、豚や豚小屋についての言及はない〔金城筑登之親雲上和最 1745（山田ほか 1983:33-56）〕。ただし福仲による本農書への注釈には、「水壅」、「壅土」の項目があり、それぞれ、「水壅 水肥。いろいろなものがあるが、泥、芥、排水、糞尿などを水に混ぜた自給肥料」、「壅土 土肥。家畜に踏ませた土などに堆厩肥がまじったものか」とされている。

甘薯は、1605年に野国総管によって伝えられ、儀間真常と共にその栽培法がひろめられたが、18世紀半ば頃、金城和最の栽培法改良によって琉球全島の主食の地位を得た〔島尻 1983:171-182〕。福仲の解題によれば、「彼（金城和最）による はえ植え、寄植え、間混作、年二回作などは同時に肥料や農具についても大きな変化をもたらした。土壌や作物の種類によってそれぞれに適した合理的な施肥法をすすめる」「肥料の種類や素材としては、堆厩肥、人糞尿、豆殻や刈り草類、菜種油粕、灰、海藻、海辺などの細砂、下肥などをあげ、従来の堆厩肥、人糞尿を中心とした単純な日常生活からの自給肥料の使用段階から脱却して、広く自然的立地条件までとり込んだ多様な有機質肥料の利用へと進んでいく過程を説いている」とされる〔福仲、前掲〕。

高良筑登之親雲上による『安里村高良筑登之親雲上 田方并芋野菜類養生方大概之心得』（年代未詳）には、「くやし」の項目があり、以下のように述べられている〔高良筑登之親雲上（山田ほか 1983:57-71）〕。

- 一、ふるに、うか葉、ゆなの葉、其外何にても入。
- 一、羊屋にも右同断。
- 一、庭のちり一所に集置くたし。
- 一、水くわい、かきくわい、置所日覆いたし。
- 一、正七月酒粕買入。
- 一、六七月京くわい右同断。

福仲による注釈では、「ふる」は「豚小屋。便所をかねる」とされ、「羊」は沖縄では山羊のことである。また、「水くわい」は「水肥。小便を水で薄めたもの」、「かきくわい」は「堆厩肥」、「京くわい」は、「京肥。人糞尿、下肥のこと」とされている。これらを踏まえ、引用部分の福仲に

よる現代語訳は以下になる。「豚小屋にくろよなの葉、おおはまぼうの葉、その他どんな草木の葉でも入れておけば肥料になる。山羊小屋にも右のような草木の葉を入れて踏ませる。屋敷内のごみも一か所に集めて腐らせておく。水肥や かけ肥を貯蔵しておく場所には日覆いをすること。一月と七月には、酒粕を買ってきて肥料とする。六、七月には下肥をとってきて肥料とする」。ここでは、豚及び便所を兼ねた豚小屋（ふる）を利用した肥料化が推奨されていたことが分かる。

『琉球肥料 30 年史－沖縄の肥料』には「壅」についてのまとめがあり、「京壅^{きょうこえ}」を巡って以下のような考察がなされている [琉球肥料株式会社 1984:23-24]。

「京くわい」と農書には書かれている。京壅とは人糞尿、下肥のことである。人糞尿が京壅として 18 世紀の初めごろから使用されていたことになる。人糞尿を肥料として使用するとき、なぜ京壅と呼んだのだろうか。多分、人糞尿を肥料として用いるやり方が、薩摩あたりから入ってきたので、大和の壅ということで、京壅と呼んだのではないかと考えている。

京壅の使用上の注意に類する記述もある。すなわち、京壅を野菜類の葉にかけると野菜が枯れるので気をつけるようにと書かれている。京壅の使用方法にも工夫がこらされていたことがわかる。

まとめられた年代はさだかではないが、「安里村高良筑登之親雲上田方并芋野菜類養生方大概之心得」の中のこやしの項には、「6、7 月には京壅を買い入れること」と記述されている。買い入れてまで京壅を使用していたことになる。那覇、首里に隣接している安里村では、農家が京壅をかなり使用して農業をいとなんでいたのではないかと推測できる。買い入れるとなると、当然首里や那覇からということになろうか。戦前のある時期には、人糞を肥料にするために、那覇近郊の農家が那覇に人糞を買いにきたということである。京壅の買い入れは 18 世紀から、明治・大正のころまで続いていたことになる。

同治 13（明治 7（1874））年に富川親方が出した『八重山嶋農務帳』³は、蔡温の『農務帳』を八重山の実情に応じて補足した文書であり、前述の福仲の分類によれば、役人による農書に分類される。『農務帳』が総論部分・基本編であるとすれば、『八重山嶋農務帳』は各論・実際編的な地域的性格を持っているとされる [福仲 前掲]。

本農書では、豚小屋が肥料をつくるに際して重要な役割を果たすことが述べられ、小便肥の作り方の記述、また豚の放し飼いを禁ずる記述もある [富川親方 1874: (山田ほか 1983:115-168)]。

一、壅用候儀、耕作方肝要之勤候間、壅之貯可入念事。

附

一、ふた、牧牛馬、羊飼立所_并ちり溜所等入念相構、且かや、すゝき之類ふた牧_二取入、夫々相

豊次第壅屋_江取出、ちりあくたも溜次第壅屋_江取入、悪水、小便杯を懸、能ほめき朽切シ候而可相用候也。

一、小便壅貯様、場所見合、不洩様つは堀調可相貯候。且又家之差床之下_二灰取入、小便仕懸、壅_二用得可然候事。

一、小便壅之儀は、小便三升_二灰二升、水二斗相交候ハ、何之作物_二用得候而も宜候事。

一、ふた之儀、家中之補助相成候間、家内毎随分入念飼立候様可致下知候。若放飼いたし候方有之候ハ、壺_正付奉公人は科米三升、百姓は尻五鞭宛可召行事。

附

一、科米之儀は所役可致候也。

一、耕作筆者、世持、田ほさ、札持頭、村築、村佐事、村ほさ⁴、村中放ふた有之候ハ、取留、役人_江引合、ふた主_江相渡、本文通可致取扱候事。

(○肥料の用い方は農事の重要事項である。肥料は充分に貯えておくこと。

付

○豚、放牧している牛馬、山羊を飼っているところでは、豚小屋や肥料小屋を念入りにつくっておく。その豚小屋に かやや すすきを入れて踏ませ、それが溜まりしだい肥料小屋に取り出しておく。ごみ類も溜めて肥料小屋へ入れ、汚水、小便などをかける。充分に腐熟してから用いること。

○小便肥は、適当な場所を選んで、もれないように壺を用意して貯えること。また、家の差床の下に灰を敷いて、これに小便をかけて肥料にするとよい。

○小便肥三升到灰二升、それに水二斗を加えてよくまぜると、どんな作物にもよい肥料となる。

○豚は家中の暮らしの助けになるものである。家中でよく世話をするように指示すること。もし豚を放し飼いにしたら、一頭につき奉公人の場合は米三升を徴収し、百姓の場合は むちで尻を五回打つこと。

(付)

○科料の米は村のものとする。

○耕作筆者、世持、田ぶさ、札持頭、村築、村佐事、村ぶさは、村の中で放し飼いの豚を見かけたら、とりおさえて役人の確認を受けたうえ飼主に渡すこと。豚の持ち主の罰は右のとおりである。

本農書の記述から、小便は壺に貯えるか、家の差床(竹で編んだ床。その床下に壺を置き、年寄り、子どもが夜間に小用をした)の下を利用したことが分かる。本書は八重山全体を統轄する政庁(蔵元)に宛てて出された指令であり[富川親方 前掲:(山田ほか 前掲:168)]、八重山諸島の百姓の住宅事情も浮かび上がる。住居については身分によって制限があり、地方の百姓は、屋敷は九間角、家屋は四間に三間の母屋と、三間に二間の台所が許された。用材も檜等の良材とされたものは使

用を禁止され、瓦ぶきにすることも禁止されていた〔島尻 前掲〕。

また、豚の放し飼いが禁止され、罰則が設けられているが、これは先行研究冒頭で紹介した島袋の指摘を踏まえれば、放し飼いの実態があったからこそ、取り締られたと考えるのが妥当であろう。

本節で紹介した琉球王府時代の農書群から、福仲は次のようにまとめている。「家畜・・・これらは役畜としてよりも、もっぱら用畜、糞畜として飼われており、欠かせない自給自足の給源であった。」「肥料と農具・・・前記の家畜に踏ませた厩肥のほかに人糞尿や水肥＝台所や井戸端の排水を使っていることは、本土の場合と同じである。かち肥(堆厩肥)、床下肥(床下のごみや土)、下肥、有機質を含んだシイリ(溜まり水)など多種多様な肥料がよく用いられており、大豆と麦類の緑肥なども利用している」〔福仲 前掲 :190-191〕。ここで忘れてはならないことは、同時期、本土でも人糞尿が肥料として用いられていたことである。

3-4. 石造フールのない豚飼育

先行研究でしばしば引用される図版に、『南島雑話』の「嶋人の家宅の図」(図1)があり、「嶋中巢^マ以下の常の所作は如^レ図」〔名越ほか 1984b:7,11〕と説明されている。

島袋は、「廃藩置県前後に出来た寄留民部落では石造のフールは殆ど見られない。山から切り出した木材で作った簡易な豚舎で、前の横木の上を踏み台に糞便をして豚に与えたのである。名越左源太が、奄美遠島中(一八五〇～五五年)に著した「南島雑話」にも、それと全く同じようなリアリティーのある図絵を見ることができる。南島一般の風俗であったことが分かる」と論じている〔島袋 1989:29-33〕。

『南島雑話』の著者は、永井亀彦の研究によって、^{なこや}名越左源太時行(時敏)であるとされてきた。國分直一によれば、名越左源太は島津藩の御家騒動に関連したことから奄美大島に遠島になり、嘉永3(1850)年3月末から安政2(1855)年4月までの5か年間、名瀬の小宿村に居住した〔國分 1984:229-230〕。

ところが、河津梨絵の研究により、『南島雑話』を構成する各巻のうち、「南島雑話」および「南島雑話附録」の両巻は、文政12(1829)年から13(1830)年にかけて横目として大島に滞在していた伊藤助左衛門によって著された『南島雑録』という資料の一部であることが判明した。伊藤助左衛門は文政11(1828)年に大島詰の横目に任じられ、「御薬園方」掛として、大島で「三拾六品」を職務として収集して藩に提出したという〔河津 2004 :1,21〕。

ちなみに『南島雑話』という資料名は総称であり、それぞれの写本は複数の巻から構成されている。両者を区別するため、河津の記載方法に倣い、以下、総称は『南島雑話』、個々の巻の名称は「南島雑話」「南島雑記」などと一重鍵括弧に入れて示す。

「嶋人の家宅の図」が掲載されているのは「南島雑話」であるため、伊藤助左衛門による記録ということになる。さて、國分は、「嶋人の家宅の図」に関して次のように書いている〔國分 1984b:232〕。

比嘉春潮氏は永井竜一氏から贈られた永井竜一本の後記の余白に付記して、永井竜一本の内容は、大島島庁蔵本、その写本である沖縄図書館本の内容と異なるものがあるとも述べている。永井竜一本には養豚の図で、島民が、渡した木にまたがって脱糞しているのを豚が下から食っている図が除外されていることをいっているようである。この図は大島で問題になったということであったと述べ、一時は沖縄図書館でも禁出したことがあると付記されている。



図1 『南島雑話』 奄美市立奄美博物館所蔵本（写本）永井昌文氏寄贈

画像提供：奄美市立奄美博物館

また、「嶋中巢^{ママ}以下の常の所作」部分に付された注では、「排便を豚が食している図を、永井竜一氏は鹿大農学本から再写するに際して略載している。沖縄県立図書館でも、大島島庁本によって作成した写本を貸出禁止にしたとされるのも、この図のためであろう。しかし豚に排便を食せしめる例は珍しいものではない。華南において、厠^{かわや}の下で早く豚を飼育したことは、漢代の明器が語っている。琉球諸島でも同様の飼育法が見られた」と記されている〔名越ほか 1984b:105-106〕。

「天保十三年卯三月朔日^{ママ}」の日付のある「南島雑話附録」には、「一、此南島雑記は、琉球並諸島の事を些細に書記為_レ申故、他国之人に一切為_レ見候事禁止いたし候間、其心得第一之事に候。依_レ人借用無用之事」と記されている〔名越ほか 1984b:114〕。琉球及び諸島のことを細かく記しているため、他国の人には一切見せてはいけない、とあるため、ここでは見せてはいけない対象は本土の人たち、ということになろう。つまり、沖縄本島から諸島への眼差しではなく、本土から琉球列島全体への眼差しを意識していたと考えられる。

さて、「南島雑話附録」には、豚と便所に関する記述がある〔名越ほか 1984b:145, 164〕。

○下品の家には雪隠^{せつちん}なし。屎は皆豚小屋の辺に男女とも垂る。又海辺にいで弁ずる也。草むら

は反鼻蛇^{はぶおそ}の畏れあれば、通路に尿をひる事故、大和の人は是を里ハブと云。^{ここ}爰に一つの疑ひあり。方々歩き見しに、用便の所に大和の下賤用るチウギ⁶如きものなく、尤紙などは猶以てなく、此疑うを人に問うに、用便之後尻の穴に砂を打込置くと云。^{うたがわ}疑し。

○嶋役人、富豪は、雪隠板の下にも豚を養ふ事あり。新に下る人に大に肝消す事あり。不審の事あり。雪隠の踏板明きど大和に違ひ、六、七寸四方なり。是を以て島人大小用一時に不_レ弁と通例云事あり。然れども是は誤りなり。其实を見る。

○豚^{ワブ}（ブタ。家毎に五疋、拾疋育つ。臘月殺して年首を祝す。近年本琉球より製法を伝。牡は陽道を切り、豚肥満す。陽道切者有り。伊津部牛兄と云もの、豚壺疋を米五合づゝにて陽動を断つ）

ここでは、豚を家ごとに5～10匹飼っており、豚小屋近辺または海辺で用を足していたこと、富豪は便所の下でも豚を飼うことがあると述べられている。この部分に対応する記述は、「大嶮漫筆」の中に詳しく書かれている〔名越ほか 1984a: 71-74〕。

大島の雪隠^{せつちん}、本宅に縁続きなどに作^{つくり}たるは、至て稀々の事なり。島中には十には及びがたかるべし。仮屋本外には、村中に竈^{かまど}の十分一、雪隠のある所能き村なるべし。かゝる村多くはなかるべし。加計呂麻地の阿多知村^{あだち}などいへるには三十竈計もあるべき村なるに雪隠は一ヶ所だになかりし。予此村に行きし時、雪隠は何れかと問ふになしと云。村より十間計り離れて大便をなす処ありと聞きて行きしに、浜辺にガヅマルの大木ありて、土手の上より横^{よこたわ}り茂^{それ}れり。夫に村中の男女登って大便を落す。数年の大便を三ヶ所に山の如く積^{つみた}立て悪臭^{ふんぶん}粉々たり。夫れを見るや否や其所に用事すべきは置きて二目と見がたく、忽に走り帰り、村中の小山同じくガヅマル木に登りて漸く用事済^{ようや}たり。此事一笑すべけんや。雪隠は何方も本宅と別に作りて、三方は上下の間に横貫木を二つ宛通る。何方も糞落しの穴、漸く四、五寸方に開けたり。予下島して大小用を節毎に甚心配したり。（金玉を抱て陽物を尻の方^{しり}へ押^{おさ}へ付けて小便を通せし事、数月^{はなはだ}甚難儀の構なりしが、⁷）或日人の行きし後、参りて此地の風習解したり。小便は下の穴にかまひなく踏板に仕掛て流す。悪臭粉々耐へがたき次第なり。右の通り穴を細く明ける訳は、犬に糞^{くわ}を食^{くわ}せまじきとの事なるべし。犬の糞を賞味する事、他に記す故に^{ここ}爰に略す。

犬についての「南島雑記」の記述も以下に引用しておく〔名越ほか 1984a:145-147〕。

いぬ 狗之事

狗は^{ししがり}矢狩用に^{あまた}数多飼置なり。格別大なく小なし。毛色あまたあれども虎毛^{とらげ}を見ず。狩人は犬を十疋も飼へども賄^{まかな}ふ事更になし。只村中の余食を盗み食ふて露命をつなぐ。依て年凶し余食の求めを得ざれば、飢^うゑて腹減り骨出、十疋のもの二疋は死す。年凶すれば、蘇鉄^{そてつ}を能^{よく}製法し

て人命も繋ぐ。其外木の実を食す。犬も如何様^{いかさま}何等の毒に当るものか、腹腫^{ふくろ}れば終^{つい}に死す。又犬の賞翫^{しょうがん}するもの、第一に人糞^{じんぶん}なり。童子の大便、犬を呼で食はするなり。呼^よ声^{こえ}ワエ————と云へば、忽ち来て賞味し、童子糞穴も其犬嘗^{なめ}めて始末をよくす。始め一疋来て糞を食ふ処へ外の犬来れば怒をなし、其犬を食ふ。齒の跡糞付、嗚呼^{あゝ}見るべからず。我等式も雪隠^{せつちん}に用事すれば、犬数疋来て待合、用事すめば犬入て其糞を争^あふ声^あ暫時^{しばし}止ぬ。嫌へども禦^{ふせ}ぐべからず、憎めども力に及ばず。糞を食する事苦しきものなり。此島犬を食ふ事を賞翫す。病死の犬さへ間々食ふを見たり。毒に当たらんも強運と思へり。

ここでは、狩人は犬を 10 匹も飼っているが餌をやらず、食べ残しを盗み食いして生きながらえている状態で凶作の年があれば 10 匹のうち 2 匹は死んでしまう。凶作年は人間も蘇轍や木の実で生き延びるほどなので、犬も毒に当たれば死んでしまう。犬の好物は人糞である。子どもの便の際は、犬を呼んで食わせる。この部分は、島袋が「戦前から戦後すぐの農村生活を経験した方にはお分かりかと思うが、特に子供たちは遊びながら道や屋敷の空き地をトイレにすることは普通のことであった。外では、それを犬が食って処理してくれた。これも「南島雑話」の中に紹介されていて、広く南島一般にあったことが分かる」[島袋 前掲:33] と述べている部分と合致する。大人の用便後も豚が待ち構えていて、犬が奪い合って食ってしまう様子が描き出されている。

ところで、本節の冒頭で引用した島袋の回想の中に、「廃藩置県前後に出来た寄留民部落では石造りのフルは殆ど見られない」という一文があった。寄留民（チュジューあるいはチュジュニン、居住人とも書く）と地人（ジーンチュ）の概念を寒川恒夫は次のように説明している [寒川 1998:24]。

王国時代（1429-1879）、沖縄本島の村では、耕作地は世襲継承でなく、数年あるいは数十年ごとに一定基準にもとづく抽選によって占有地を変える地割の制度がおこなわれていた。そしてその地割によって耕地を入手しうる者を地人と呼んだ。しかし、多くは没落士族で城下から移住を余儀なくされた者には耕地占有の権利がなく、占有者から借地して生計を営んだ。こうした移住借地者を寄留民と呼び、地人から区別したのである。ちなみに地割制度は明治 36 年（1903）まで続いている。

こうした歴史を踏まえたとき、石造のフルを持てるか否かは、当時の階層化された社会的地位に強く結びついていることが明らかになる。

3-5. 廃藩置県以降の豚飼育と便所

渡辺重綱は、明治政府が派遣した熊本鎮台沖縄分遣隊の軍医として 1878（明治 11）年に沖縄に半年間滞在し、その間に見聞したことを『琉球漫録』にまとめている⁸。『琉球漫録』では、「大便

所ハ石ヲ以テ箱ノ如ク造リ豚児ヲ住マシム其側面ニ石ヲ置キ小口ヲ穿チ便ヲ下ス直ニ箱内ノ豚児就テ舐ル事精細一滴モ残サズ豚児人ノ便所ニ至ルヲ聞キ鼻頭ヲ尖ラシフン々々喜色アリ若シ人放屁一発ノミ出去レバ彼甚驚嘆失望ノ景況ナリ小便ハ戸外庭隅及石墻間ノ溝洫等ニ於テス家作ハ周圍ヲ石墻一方ニ門戸ヲ開ク溝洫通利宜シカラズ臭氣甚シ」〔渡辺 1879: 62〕と記されており、この当時、石造の豚便所が使用されていたことが確認できる。また、小便は豚便所ではなく、戸外の庭の隅や石垣の間の溝などでなされていた様子が窺える。

沖縄県では 1886（明治 19）年 12 月 22 日に「養豚規則中改正」が行われ、1888（明治 21）年 8 月 10 日に「養豚規則」が制定されたことが官報から確認できる〔内閣官報局 1887: 191-192、1888: 260〕がその内容はまだ確認できていない。

明治 26（1893）年 5 月から 10 月に亘って南西諸島の調査を行った笹森儀助は、その記録『南島探検』の中で豚のことも記しており、以下、順に引用する〔笹森 1894〕（引用文中の（ ）内は翻刻版掲載ページを、[] は原著の掲載ページを示す）。

6 月 19 日、間切辺戸村字宣名にて、癩病患者が村を駆逐されていることに対する吏員らとの問答が記録されている。

問フ、何ヲ以テ伝染ノ徴トスル、答、各戸豚ヲ養フニ人糞ヲ以テシ、其豚ヲ食スレハ是ヨリ伝染スルノ恐アリ。其言一理アルニ似タリ（466 [61]）。

6 月 24 日には、笹森は名護番所にて次のように記述している。

全島農民総テ人糞肥料法ヲ解セス。是レ人糞ハ養豚ノ主食ニ供スルヲ以テナリ。故ニ何レノ小農家ト雖トモ、数頭ノ豚ト山羊トヲ、蓄ハサルノ家ナシ。実ニ良習慣ト謂フヘシ。窃ニ謂ラク、此法ヲシテ他府県農家ニ移サハ、一大利源ヲ得ヘシ。何ソ必シモ欧米驕奢ノ風ヲ慕ヒ、損得相償ハサルノ術ヲ学ハンヤ、余感スル所実ニカクノ如シ（472 [82]）。

上記引用部分に関して安里隆二（沖縄県衛生研究所）は、「笹森儀助氏は八重山郡島で多発していた熱病の惨状を内務省に報告し、マラリア調査の礎を築いた人である。氏は当時の本県での豚便所を見て次のように述べている。即ち、「（上記、笹森からの引用部分：筆者注）」と絶賛した程である。即ち、当時の殆どの家庭では豚と山羊が飼育され、人糞は豚の餌となり、肥料として使う習慣は無かったようである」〔安里 1998:4〕と述べている。「人糞肥料法」は本土式の人糞を直接、作物に施す方法を指すようである。また、安里は、後述するゴールドシュミットの著作の一部を引用して、「即ち、当時の住民には豚便所が最も清潔であると認識されていたようである」〔安里、前掲〕と論じている。ただし、本稿で引用した笹森の 6 月 19 日の記録と、下記の 7 月 19 日の記録とをあわせ読むと、6 月 24 日の記述は、絶賛と見せての笹森の苦言であった可

能性も否定できない。

笹森は7月19日には、仲間村番所に着き、石垣間切南風見村を経て22日に仲間村に戻り、「琉球漫遊雪隠困難ノ状」を綴っている。

番所ニ雪隠ノアルハ上等ナリ、其構造タル丈ケ四尺巾三尺萱ニテ囲ヒ、敷板ハ二三寸ノ丸太ヲ用ヒ、脱糞穴ハ三寸四方位に明ケ、最初ハ兩便ノ時甚困難セリ。後チ、便方ヲ得ントシ、土人ノ跡ニ随ヒ初メテ便方ヲ得タリ。其法穴ニハ脱糞スルノミニテ、尿ハ穴ニ構ハス隨地ニ任セ放ツモノトス。而フシテ、素人細工ノ丸太ナレハ滲漏ノ速ナルコト板床ノ比ニアラス、至テ輕便ナリ。其他民家ノ雪隠ハ即チ豚小屋ナリ、其構造皆石ヲ疊ミ、高サ四尺〔貧富ニヨリテ切石ニテ築クアリ、生石ノマヽニ築クアリーナラス〕方四五尺ノ囲トス、中ニ数頭ノ豚ヲ飼フ。又石垣ニ石台ノ袖ヲ張出シ、コレニ登リ男女皆脱糞ス。糞ノ脱スルヤ豚来リ鼻ヲ鳴シ早ク糞ノ下ルヲ喜フニ似タリ。若シ秘結スル時ハ、豚ニ対シ氣ノ毒ト云ハサルヲ得ス。余何辺ヲ問ハス投宿否ヤ、便所ヲ認ムルヲ常トス。一夕薄暮ニ際シ、例ニ依リ厠ヲ見ル、草木四モニ囲ミ、就中萱ノ如キハ丈余ニ達シ、毒蛇ノ巢窟カト疑フ。生憎下痢ノ症ニ罹リ、止ムヲ得ス雨ヲ冒シ傘ヲ手ニシ、真ノ暗黒ナルモ燭ヲ照ラサスシテ上ル。中間ニシテ我ガ臀ヲ冷然舐ルモノアリ、一時狼狽毒蛇ノ襲処ト為ス。嗚呼我カ精神ノ未タ達セス、中途ニシテ死セントスル遺憾何耐ヘン、実ニ天ヲ怨メリ。傘ヲ投ケ満身雨ニ濕フ、静思試ニ摩刷スレハ毒蛇ノ襲ニ非スシテ、豚ノ襲ヲ知ル余ノ喜ヒ可知成、是ヲ八重山西表島仲間村ノ一珍事トス。苟モ如此境遇ニ会スル者ニアラスンハ、誰カ能クコノ真況ヲ解スルヲ得ンヤ（501〔184-186〕）。

番所に便所があれば上等で、1.2 m × 90 cmをカヤで囲い、床面は6～9 cmの丸太を使い、用便の9 cm四方程度の穴を開けたもので、この構造は「大嶮漫筆」中の便所の様子に似ている。また、番所以外の民家の便所は豚小屋で、石を積んで高さ1.2 m、囲みは1.2～1.5 mとして、中に数頭の豚を飼っている。石垣に石の台を張り出して、その上に登って用を足す様子が書かれている。石積みは貧富の差によって、切石を積むものもあり、天然の石のまま積んだものもあると記されている。この後、夜間にやむなく用を足しに出たところ、途中で「我ガ臀ヲ冷然舐ルモノアリ」毒蛇の襲来と思い、逃げ帰り、後で冷静になって触ってみれば、豚の襲来と気づき胸を撫で下ろす様子が書き留められている。ここから、笹森が豚便所に肯定的とは考え難いのである。

これは仲間村での出来事であり、仲間村は明治33（1900）年に廃村になっている⁹。笹森自身、仲間村到着日に、人口9人で15歳以下の児童が一人もいないことから「近況ヲ以テ之トスレハ、本村ノ滅亡ハ、必ズ遠キニアラサルヘシト思ハル」と記している（493〔157〕）。

明治28（1895）年にイギリス人日本語学者バジル・ホール・チェンバレンが記した「琉球—その島と人々」には、1893年の訪琉当時の、豚に排泄物を与える様子が以下のように描かれている〔山口編訳1976: 150〕。

幾匹かの豚を有するということが農村の各家庭にとっては不可欠のこととなっている。実際、かつての琉球王府下においては、掟により各戸共養豚及び山羊の飼育が強制されていた。豚は目をそむけんばかりの不潔な方法で飼育され、部分的には排泄物を与えることによりなされる。それであるから、その豚舎が珊瑚でできているとつけ加えれば気紛れに述べているようにもとれよう。しかし、その事は多くの地域において事実なのである。

明治 36（1903）年刊行の『沖縄県土地整理紀要』には、家畜の飼育状況、住居等の記述があり、以下、引用する〔臨時沖縄県土地整理事務局 1903:169,175-176〕。

（乙）畜産物ハ農家ノ副業トシテ営ムモノニシテ家畜ハ豚ヲ主トシ其他ハ牛馬山羊等トシ家禽ハ鶏ヲ主トス （一）豚ノ飼養ハ本県ニ於ケル特ニ発達シタル産業ニシテ其飼養頭数ハ我帝国全数ノ過半ヲ占メ大抵一戸平均二頭以上ヲ飼養セリ

（三）住 農家ニ於ケル住所ノ構造ハ県下ヲ通シ殆ト一定セル形式ニ依レリ農家ニ二種ノ別アリ一ハ旧来土著ノ農民ニシテ之ヲ地人ト称シニハ他ヨリ移住シタル開墾者等ニシテ之ヲ居住人ト称ス

各種ノ家屋ハ其構造ニ精粗大小ノ別アリト雖其方向配置等殆ト一定シ南若クハ東南ニ面シタル母屋ト子屋トノ二棟ヨリ成リ之ヲ居室ト厨房トニ分チ肥料小屋ヲ兼ネタル家畜舎ハ子屋ノ前方ニ隔離シテ之ヲ設ケ厠ヲ兼ネタル養豚所ハ子屋ノ後方ニ置キタル等頗ル注意シタル形式ヲ備ヘタリ

ここからは、地割制度が廃止された明治 36 年当時、農家の副業として豚が一世帯平均 2 頭以上飼われており、豚の飼養頭数は全国の過半数を占めていたことが分かる。また「地人」と「居住人」との区別、家屋の構造が書かれ、便所を兼ねた養豚所の存在が確認できる。

明治 38 年 5 月 25 日県令第 30 号によって明治 21 年 8 月の「県令甲第 27 号養豚規則」は「養豚場取締規則」と改正され、その全文は以下の通りである〔沖縄県立図書館 1994: 409-411〕。

第一条 養豚場ヲ新設又ハ改造セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受ヘシ

一 道路及井戸ノ最近距離

二 其構造方法坪数図面及近傍見取図

第二条 養豚場ハ道路及井戸ヲ距ルコト二間以上ノ地ヲ選ムベシ但地勢上其距離ヲ得難キトキハ特ニ当該官ヨリ指示シタル構造法ニ依ルモノニ限り之ヲ許可スルコトアルベシ

第三条 前条ノ距離ヲ有スル場所ト雖土地ノ状況ニ依リ許可セサルコトアルベシ

第四条 養豚場ノ構造ハ左ノ事項ニ拠ルベシ

- 一 養豚場ノ構造ハ別紙雛形ニ依リ堅牢ヲ旨トシ糞汁溜ノ周囲ハ石ヲ畳ミ継目ハ「サントウ漆喰」又ハ「セメント」ニテ之ヲ地面ヨリ高サ五寸幅五寸以上ノ縁石ヲ設ケ臭氣ノ漏レサル様堅牢ノ蓋ヲナスベシ
- 二 便所兼用ノモノハ外部ヨリ見透サザル様石、又ハ板、編竹等ヲ以テ上圍部ニ目隠ヲ為スベシ

第五条 第一条ノ許可ヲ受ケタルモノハ構造落成ノ上所轄警察官署ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第六条 養豚場ハ四月ヨリ十月迄ノ間其上部ニ日覆ヲ設クベシ

第七条 養豚場ハ常ニ清潔ニ掃除シ糞汁溜ハ溢出セサル様^(ママ)時々取扱ヘシ

第八条 第四条第一項第一号第五条第六条ハ村落ニ之ヲ適用セス

第九条 第四条第五条第六条第七条ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

付則

第十条 在来ノ養豚場ニシテ第四条第一項第二号ノ規定ニ適合セサルモノハ本則施行ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ其設備ヲ為スヘシ

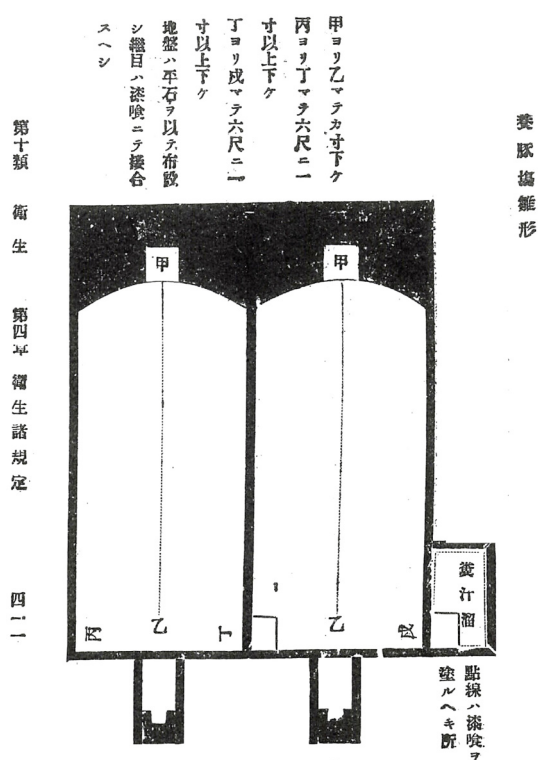


図2 養豚場雛形

出典：沖縄県立図書館（私製）1994『沖縄県令達類纂 五 衛生・恤救』（原本所蔵 那覇市文化局横内家資料／沖縄マイクロセンター複製本）、p.411より引用。

ここでは、養豚場の新設または改造の際には図面等を添えて警察の許可を受けること、養豚場の場所は道路、井戸から約3.6 m以上離すこと、それが無理な場合は警察官から指示された方法以外では許可されないこと、距離が保たれていても土地の状況によっては許可されない場合があることとされている。また、養豚場の構造を示す雛形（図2）が添えられており、堅牢、糞汁溜の周囲は石を積み、継ぎ目は「サントウ漆喰」かセメントで固め、地面から高さ15 cm幅15 cm以上の縁石を置き、臭気が漏れないように頑丈な蓋をすることとされている。また、便所兼用のものは、外から見られぬように石、板、編竹などで目隠しを設けることとされている。

さらに養豚場には4月から10月の間は日覆を設けること、常に清潔にして糞汁を溢れさせないようにすることが定められており、罰則及び猶予期間が定められている。もっとも、この雛形に示された構造が求められるのは市域に限定され、村落では適用

されないが、これは実情に即した措置と言えよう。

雛形に示されたフール内の構造は、2 房に分かれ、後方から前方まで寸下げ、左端から右端の糞汁溜に接する部分までは約 1.82 m につき 3 cm 以上下げのように指示されている。また地盤は平石を敷き、継ぎ目は漆喰で接合することが求められている。房内の構造に傾斜をつけることでフール内に汚水が滞留することを防ぎ、また継ぎ目への言及は地下への汚水浸透を防ぐことを意図した可能性が考えられる。

明治 41（1908）年 5 月、首里の養豚家が東京から移入した種豚が原因で、首里鳥堀で豚コレラが発生、年内には沖縄本島全域に蔓延し、発生頭数は 2 万頭余に及んだ。この年の沖縄県における豚の飼養頭数は 82,481 頭で、約 25% の豚が豚コレラに罹患したことになる。その後、大正 4（1915）年を除いて毎年発生を繰り返していた〔渡嘉敷 1988:61-62〕。

3-6. 大正期～昭和初期の養豚・便所・肥料事情

大正 5（1916）年に県立糖業試験場内に畜産部が設置され、本土からパークシャー種が導入され、それまでの島豚が改良された〔琉球政府経済局畜産課 1964:14〕。

1970 年発行の『具志川市誌』には、以下のような記述がある〔具志川市誌編纂委員会 1970:306-308〕。

大正五、六年頃、時の警察署長の意見で従来のフールは都市衛生上から汲取式に替えるよう内命が出されている。これまでの露天フールに対して汲取式「ヤープル」（屋根付便所）と呼ばれ、新しく露天フールを建てることは禁止されたのである。然しフールはその後長く使われ、終戦後まで使用していた地方もあるが、現在は完全に姿を消している。

ここに書かれている大正 5、6（1916-17）年頃の内命の原文は発見できていない。2011 年に刊行された『具志川市史 第八巻 民俗編 上』には、より詳しい記述がある〔うるま市 具志川市史編さん委員会 2011:243-263〕。

具志川市でも戦前までは豚便所は一般的であった。戦後もごく少数だが使われていたという。エーキンチュ（豪農）はアーチ型で、ヒンスームン（中農や貧農）は石囲いのみか、木囲いの簡易な構造になっていたという。それぞれの豚房にはトゥーシヌミーと呼ぶ便所が付帯して人糞は直接豚の餌になった。一基から四連型まであり農家の耕地面積と生産高など経済的差異でその規模が決まったようである。（中略）

大正五、六年ごろの警察署長の意見で都市衛生上から露天式のフールを屋根付き汲取式（ヤープル）に替えるよう通達が出されたという。しかし長い慣習からその後も続き終戦後まで使用した農家もあった。

なお、旧平田家フールが移築されている琉球村のサイトには、「沖縄県の都市で使用が完全に禁止されるのは1917（大正6）年ですので、このフールは少なくともそれ以前に建築されたことがうかがえます」と書かれている。後述する有鉤条虫の豚からの発見が大正5（1916）年であることから、おそらく大正5ないし6年の警察署長の意見は、この寄生虫の発見と関連があるのではないかと考えられる。

名護市字幸喜で発行された『幸喜部落の歩み』には、「大正時代までは、殊に経済及び生活事情貧弱で殆どの家庭では諸が常食といえる程のみじめな生活状態であった。衛生思想も欠乏、履物を用いること少く裸足が常であった」との記述があり、豚小屋に関しては以下のように述べられている〔津波1978: 205〕。

畜舎は各戸とも屋敷内に構築し、大正の後期～昭和の初期に始めて豚小屋も木造小屋がけに改良されるようになった。なお非衛生的極まる当時といえば、従来の慣習からして、各農家では、厩肥増産の必要性から、これを速成促進の立場から第1段階として先ず、畜舎への通路と台所前広場の大水瓶（パンドウガミ）を中心とする箇所の一帯に青草の堆肥原料を15～20糎程度も敷きつめ、人足（裸足が多かった）で踏みつけ、腐熟効果を早からしめるとともに、畜舎内の厩肥の腐熟度を見計らい交互に入替取替を実施する、つまり第2段階の操作を反覆累行する仕組で人間様も家畜同様厩肥製造の一役を担ない、それこそ非衛生的行為であった。

ここでは、厩肥生産のために青草を裸足で踏み、畜舎に敷き詰めた厩肥と交互に入替作業を行った様子が描写され、暗示的ではあるが、人糞も使われていたことは、引用部の前段にある「豚便所の改善」の語からも推測できる。

宮古島の『平良市史』には、フーイ（豚舎）についての以下のような記述がある〔平良市史編さん委員会1987: 153-154〕。

農家には、ヌーマタツ（馬小屋）と並んで豚舎が設けられていた。豚舎は、周囲を石で囲い、屋根はカヤぶきか瓦ぶきで、広さは一～二坪程度が普通であった。豚房の石積みの全部をマイガンという。マイガンには大体平たい切石を用いるが、これは餌を与える場合、どぶ餌を入れた桶などのすわりをよくするためと、豚を出し入れするときの安全を考慮してのことである。豚房内には、常時トーニ（餌入れ）が置かれている。

また、餌については、「飼料はほとんど残飯である。酒造場から出るタリカスも飼料として用いられたが、ごく一部の人たちに利用される程度であった。主食がイモであったころ、残飯といえ、イモの皮やくずイモが主である。それにみそ汁や他の副食物の残り物すべてが豚の飼料となった」と書かれている。

肥料については、施肥で最も用いられたのは厩肥で、厩肥効果は山羊の厩肥が最も良く、ついで豚、馬、牛の順とされていた。水肥については、「水肥をミズ・ウヴァイまたはスーリという。豚舎から流れ出る汚水、下肥をスーリ・ダミ（水肥溜）に貯留して用いるのが多かった。運搬用具はミズウヴァイ・タグ（水肥桶、フファイ・タグまたはスーリタグともいう）で、男だけでなく女もタグを頭に掛けて運んだりした」との記述がある〔平良市史編さん委員会 前掲：113-114〕。

大正 13（1924）年、またはその翌年に琉球諸島を訪れたと推定されるドイツ人生物学者ゴールドシュミットの著作には、当時の琉球の人々が身分の高低にかかわらずフルを利用していたとする次のような記述がある〔ゴールドシュミット 1981: 52-54〕。

身分の高きも低きも、用を足しに豚小屋に行かねばならないし、そこでは豚小屋と並んだふたのない例の小さな「場所」が彼らを待ちうけている。そして、まだいくらか栄養素を含んだ「最終消化物」が、石でつくられた穴を通っていま一度利用されるべく豚のところへ運ばれる、というあんばいである。

田舎の善良な人たちが、本土から来た役人のために家を建てることになり、そこで日本式便所をつくらねばならなくなった時に、彼らはそれを前代未聞の「不潔なことだ」といい放ったのだ！ 所変われば品変わる、というものである。

4. 明治・大正期造築のフルと文化財化

本稿冒頭に記した通り、2025 年 1 月現在、文化財指定・登録されているフルは、国の重要文化財（建造物）2 棟、登録有形文化財（建造物）7 基で、その詳細をまとめたのが表 1 である。



写真 1 中村家住宅フル
2024 年 10 月 4 日筆者撮影



写真 2 中村家でフル横に造築された便所
2024 年 10 月 4 日筆者撮影

また、名護市指定有形文化財（建造物）になっている源河ウェーキ（源河村島袋家）（平成 12（2000）年指定）は名護市源河にある古い屋敷跡である。源河ウェーキは羽地のみならずやんばる有数の富裕家で、19 世紀始めには現在の高台に屋敷を構えていたと推定されている。当時から、百姓が

表1 フール（豚便所）を含む国指定・登録文化財一覧 出所：文化財「国指定文化財等データベース」から筆者作成（2025 年 1 月現在）重要文化財（建造物）

名称	ふりがな	棟名	員数	種別	時代	年代	西暦	構造及び形式等
中村家住宅 （沖縄県中頭郡北中城村）	なかむらけじゅうたく	ふーる	1 棟	近世以前／民家	明治	明治	1868-1911	石造、間口 6.4m、奥行 4.7m、周囲石牆及び豚舎よりなる
旧与那国家住宅	よなぐにけじゅうたく		1 棟	近代／住居	大正	大正 2	1913	桁行 8.7 m、梁間 7.8 m、寄棟造、本瓦葺、北西隅張出、寄棟造、本瓦葺 附・とーら 1 棟 鉄筋コンクリート造、桁行 5.7 m、梁間 3.8 m、寄棟造、本瓦葺、西面下屋附属、北面浴室及びボイラー室附属 宅地 856.19 平方メートル 536 番地 右の地域内のぐつく、まいやし、じーじょん及び畜舎を含む

登録有形文化財（建造物）

名称	ふりがな	員数	種別 1/ 種別 2	時代	年代	西暦	構造及び形式等	登録番号 / 登録回	登録告示 年月日
金城増治家 住宅フール	きんじょう ますはるけじゅうた くふーる	1 基	住宅 / その他 工作物	明治	明治 24 頃	1891 頃	石造、面積 7.3 m ²	47-0004/47	2005.12.5
琉球村 旧平田家 住宅フール	りゅうきゅうむら きゅうひらたけ じゅうたくふーる	1 基	住宅 / その他 工作物	明治	明治 30 頃 / 昭和 57 移築	1897 頃 /1982 移 築	石造、面積 20 m ²	47-0031/54	2007.05.29
新垣家 住宅フール	あらがきけ じゅうたくふーる	1 基	住宅 / その他 工作物	明治	明治 29 頃	1896 頃	石造、面積 13 m ²	47-0038/55	2007.08.13
渡久山家 住宅フリヤー	とくやまけじゅうたく ふりやー	1 基	住宅 / その他 工作物	明治	明治 27	1894	石造、面積 16 m ²	47-0053/56	2007.10.22
おきなわ ワールド 旧知念家 住宅フール	おきなわわーど きゅうちねんけ じゅうたくふーる	1 基	住宅 / その他 工作物	明治	明治 30 頃 / 平成 8 移 築	1897 頃 /1996 移 築	石造、面積 16 m ²	47-0070/59	2008.05.07
沖縄市立 ふるさと園 旧平田家 住宅 マチフール	おきなわしりつ ふるさとえん きゅうひらたけ じゅうたくまちふーる	1 基	住宅 / その他 工作物	大正	大正 13 年 / 昭和 61 年移築	1924/1986 移築	石造、面積 17 m ²	47-0078/70	2011.07.25
北谷町うちなあ 家ふーる （旧崎原家 住宅ふーる）	ちやたんちょう うちなあやふーる （きゅうさきはらけ じゅうたくふーる）	1 基	住宅 / その他 工作物	明治	明治前期 / 平成 18 年 移築	1868/1882 移築	石造、面積 17 m ²	/72	2012.02.23

指定番号	国宝・重文区分	重文指定年月日	登録基準 1	所在地	解説文
01846	重要文化財	1972.05.15		沖縄県 中頭郡 北中城村 字大城 106 番地	沖縄本島における豪農の住宅で、南向きの緩い傾斜地を削って背側面の三方に石垣を積み、正面に石牆を築いた敷地には、主屋を始めあさぎ、前の屋、籾倉、ふーの附属屋（いずれも重文）など屋敷構え一式がそっくり残されている。
02520	重要文化財	2007.12.04	(五)流派的 又は地方的 特色におい て顕著なも の	沖縄県 八重山郡 竹富町 字竹富 536 番地	旧与那国家住宅は、竹富島の東屋敷集落に所在し、主屋である「ふーや」と、台所棟である「とーら」を並べた、分棟型の住宅である。「ふーや」は沖縄地方の伝統的な間取りで、大正 2 年に建てられており、「ふーや」の正面には、石積の「まいやし」が建ち、宅地周囲に「ぐっく」と呼ぶ石垣を巡らせている。 旧与那国家住宅は、「ふーや」と「とーら」を中心とする住宅の構えを良好にとどめており、また、竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区の核となる住宅で、竹富島における近代の住居形態と生活様態を理解するうえで、高い価値がある。なお当住宅は、国内最西端の重要文化財建造物である。

登録年月日	登録基準 1	所在地 / 所有者名	解説文
2005.11.10	国土の歴史的景観に寄与しているもの	沖縄県糸満市字真壁 223	南面する敷地中央の主屋の西側に位置し、琉球石灰岩の 2 連のフル。長辺 4.1m、短辺 3.1m、最高高さ 1.1m の規模である。屋根部分は失われているが、異形の石材を組んだ石造部分は良好に保存され、屋敷構の構成の一つとして貴重である。
2007.05.15	再現することが容易でないもの	沖縄県国頭郡恩納村 字山田 1130/ 多幸山株式会社	琉球村中央部東端近くの斜面下に移設されている。便所と豚の飼育場を兼ねたもので、琉球石灰岩で築く。外形は約 5m×約 4m で、東側に飼育場、西側に便所を南北に 3 連並べる。各飼育場は 1.2m×2.4m、深さ 0.5m で、東壁にニッチ状の日除けを造る。
2007.07.31	国土の歴史的景観に寄与しているもの	沖縄県那覇市首里末吉町 2-124-2	主屋西側の石垣に接して、琉球石灰岩の切石で作られた豚の飼育小屋を兼ねた便所である。南北 6m、東西 2m の規模で、3 つに仕切られ、西側には 3 連のアーチ形の屋根を付ける。大小の切石を巧みに組み上げ、沖縄の特徴ある敷地景観を形成。
2007.10.02	造形の規範となっているもの	沖縄県石垣市字大川 340	主屋の左奥に位置する、大型のフリヤー（便所兼豚小屋）。平面積 16㎡、高さ 1.5m、石造。琉球石灰岩と栗石の切石を組み合わせで築き、3 区画に仕切る。上部構造は失われているが、基部はよく保存され、区画ごとにトーニ（豚の餌桶）も残る。
2008.04.18	再現することが容易でないもの	沖縄県南城市玉城字前川 1384 他 / 株式会社南都	琉球石灰岩の切石で築造される。平面は東西 3.4m 南北 3.5m 規模とし、内部は 2.1 m×1.3m の 2 室に区切り、西側には偏平アーチ状天井の覆いを架け、東正面側には石敷が設けられる。隔壁の開口、床の傾斜、石敷の穴加工などが往時の使い方を物語る。
2011.07.25	造形の規範となっているもの	沖縄県 沖縄市 胡屋 5-831/ 沖縄市	琉球石灰岩を用いた石造施設。東西 1.3m 南北 2.2m を切石で囲い、北側後寄りにアーチ型に屋根を架ける豚飼育場を東西に並べる。アーチ屋根上部には植栽を設ける。豚飼育場の西方に石を組み肥溜を配し、前方には便所を設ける。フルの特徴的な形態を残す。
2012.02.23	造形の規範となっているもの	沖縄県中頭郡北谷町 字上勢頭 830-2	間口 4 メートル奥行き 4.6 メートルの琉球石灰岩を用いた 2 連式のふーである。北半を東西 2 室に仕切り、各々奥行き 1.6 メートルのアーチ状の屋根を架ける。手前は石組みの飼育場を東西に並べ、床を石敷きとする。典型的なふーの形式をよくとどめている。



写真 3 金城増治家住宅フル
2024 年 3 月 29 日筆者撮影



写真 4 金城増治家住宅
(現在は「茶処真壁ちなー」として活用されている。)
2024 年 3 月 29 日筆者撮影

使用できないイーク材を用いていた。四代以上前にはやんばる船を所有し、源河のほとんどの土地を所有していたと伝えられている。四代前の祖先は、港川石を運んで破風墓を造り、ヒンブンも造った。台所側のウーパール（豚小屋）は港川石で造られ、墓造営と前後して造ったと推定されている〔源河誌編纂委員会 2016:287-288、名護市教育委員会文化課 2014:30〕。



写真 5 源河ウーキの四連型フル
2023 年 10 月 29 日筆者撮影



写真 6 高台に立地する源河ウーキ
2023 年 10 月 29 日筆者撮影

5. 便所と豚舎の分離と生活改善運動

5-1. 豚便所と寄生虫

沖縄県では豚と人を生活環とする有鉤条虫症とその虫卵摂取によって起こる有鉤囊虫症が存在していた。寄生虫の検査は戦前には簡易な直接塗抹法による検査が主体で、回虫以外では感染率が十分には把握されていなかったが、戦前の腸管寄生虫の保有率は 60 ～ 90% と、感染率が高かった。有鉤条虫症は豚肉内に潜む幼虫（囊虫）の摂取によって起こり、約 3 ヶ月で 2 ～ 3 m の成虫となり、便中に成熟片節が排出される。片節が壊れた時には遊離した虫卵が排泄される。虫卵が体内に取り込まれると 3 ～ 4 ヶ月で球形または楕円形の半透明水疱様の囊胞を形成する。皮下や臓器内に寄生した囊胞は十数年以上も生き続け、寄生部位によっては重篤な症状を呈する。

沖縄県では豚の検査は屠畜条法によって明治時代から義務付けられ、有鉤囊虫が豚から最初に検出されたのは、1916（大正5）年の島尻郡・中頭郡である。その後、1918年には那覇・首里地区に、1920年代には国頭郡に、1921年には宮古郡に、1922年には八重山郡に広がっている。1938年に大橋正之助が有鉤囊虫症の症状を分類しており、これによると手掌が痙攣して失神するもの46.7%、無症状26.7%、手掌が痙攣して痲癩様発作を呈するもの23.3%、痴呆となるもの3.3%となっていた〔安里 前掲：4-8〕。

腸管内寄生虫症の中で他府県と著しく異なるのが有鉤条虫症で、沖縄県衛生課の調査によると大正10（1921）年から昭和12（1937）年の間に43人の保有者がいるが、当時、他府県では殆ど発見されていなかった。沖縄県に当時有鉤条虫症が時々発見された要因は、有鉤条虫症は4月から8月にかけて特に農閑期に多く発生し、これは囊虫豚の存在と関係があると言われており、県衛生課の調査では3歳児にも発見されたが、沖縄では乳幼児の栄養方法として1歳未満の時期に豚肉を与える風習があるので、豚肉が関係していると思われる〔稲福 1995:558-561〕。

昭和6（1931）年4月2日法律第59号「寄生虫病予防法」が公布された。この法律では、地方長官は必要と認めた時には健康診断と検便を行えること、寄生虫病伝播の媒介となる物件の処置に命令または処分が出来ること、北海道地方費または府県は予防・治療費の補助を市町村に対し行うこと、北海道地方費または府県は糞便その他の物件の処置を行う者にその費用の全部または一部を補助できること、国庫は上記補助・予防・治療を行う北海道地方費または府県へ支出額の1/6を補助できること等が定められ、罰則規定も設けられた〔大蔵省印刷局 1931:80〕。

寄生虫予防法は全国を対象としており、本法案を制定した第59回帝国議会衆議院本会議で政府委員の齋藤隆夫は、「農村住民ノ間ニ広ク蔓延シ、国民保健上ノ一大障害デアリマスル人体寄生虫ノ予防撲滅ニ関シマシテハ、従来中央及ビ地方ニ於キマシテ各種ノ施設ヲ致シテ居リマスルガ、我国ノ如ク糞便ヲ其儘肥料ニ使用シ、裸手跣足ニテ農耕ニ従事シ、或ハ蔬菜及ビ魚介類ノ生食ヲ好ム風習アル所ニ於キマシテハ、寄生虫ノ撲滅ハ困難ナモノデアルト謂ハナケレバナラナイノデアリマス」〔内閣印刷局 1931:400〕と提案理由を述べている。

5-2. 生活改善とフール

仲村栄春は大城での生活改善の様子を次のように記している〔仲村 1980:142-144〕。

大城の婦人会が結成されたのは、詳らかではないが多分大正十二年頃ではなかったかと思う。
（中略）

一番困難で時間的にも長くかかり、沖縄全体的にもなかなか実行出来なかったのは、豚舎兼用便所の改善であった。（中略）この事業がよく実行されたのは名護町宮里であった。そこで大城でも昭和二年に名護まで向上会・婦人会の役員が調査視察に行ったようである。しかし結果は養豚に対して不安があった。それは人の排泄物（糞）が豚の飼料としては不可欠なものだと

いう先入観が先行していたからである。警察や学校は大城に対して非常な期待をかけ、強硬に説得に当たった。これは生活改善に対する大城婦人会の実践力に期待をかけていたためである。

そして豚舎兼用便所改善の趣旨である豚のう虫と人間の有鉤条虫の関連を幻燈や講演会、映画等によってしつこく説明し、強要した。そこで昭和三年再び名護町宮里を視察し、実施後の追跡調査に行くことになった。宮里の養豚実績が案外影響がないということで多少心が動いたようであった。(中略)字の幹部と婦人会幹部の家から試験的に実施するよう事前に打ち合せて、字民の説得に当たることになったようである(私の母と新仲村渠のスミエさんの話)。

そこで安里、西仲門、比嘉、新仲村渠、前仲村渠、上新地、新仲門、西喜屋武等が最初に豚舎とは別個に便所をつくり、豚舎の便所をコンクリートで塞ぐことになった。一か年の経過を字民に見て貰い、みんなの了解のもとに県に補助申請(半額補助)書を提出し、二か年がかりで昭和五年十二月に、困難だった豚舎兼用便所の改善が首里警察署管内では第一番に実践された。昭和六年七月に私が軍隊から帰ったときは字全部が実施されていた。しかし豚の成長がよくないという非難の声があって、母も苦しんでいるようであった。(中略)母は婦人会長を辞める決意をしたようであったが、誰も引き受ける人がなくて困っていたようである。

仲村の記述によれば、豚便所の改善に名護町宮里ではすでに昭和2(1927)年には、大城では昭和3(1928)年から取り組んでいることになる。

昭和7(1932)年6月の「沖縄県振興事業説明書」の畜産費の中に、「豚舎改善補助費」90万円が計上されている。「豚ノ伝染病予防及豚囊虫ノ撲滅ヲ図リ且豚ノ飼養管理ヲ改善セシムル為豚舎ノ新改築ヲナスモノニ対シ毎年新築ニハ一豚舎十五円二千箇所改築ニハ一豚舎五円二千箇所便所新築五円四千ヶ所合計六万円ヲ年々補助ス」[沖縄県 1932:691]とあり、豚の伝染病予防と豚囊虫撲滅のため、豚舎の新築、改築、便所新築、合計8,000箇所に補助金を出すというものである。

『幸喜部落の歩み』には、「昭和7年県の「生活改善部落に指定」されるや豚便所の改善が県下他町村部落に先がけて実施(別紙参照)され、旧慣が打破されるとともに、いまわしい豚囊虫の発生被害が解消され、また人類への連鎖反応の被害から健康を守ることができた。当時各家庭では、風呂の設備もなく、風呂のあったのは、たしか安里成瑚氏宅ではなかったろうか。一般家庭では大鍋に湯を沸かし、浴びていたのである」[津波 1978: 205]。ここでの「別紙」とは、以下のようなものである。

「別紙」

「生活改善指導部落指定を受くるについて」

1 指定条件

- (1) 優秀なる指導者が居ること（県農会技師・宮城治平、町会議員・大城幸喜）
- (2) 統制のとれた中、部落で犯罪者の出ていない部落であること。

2 事業

年次	施設	備考
第1年次 (昭和7年)	部落事務所新築	^(ママ) 瓦葺木造平屋建 24 坪 予算額 1,000 円 竣工 760 円
第2年次 (昭和8年)	便所改善 蛔虫駆除	便所の改善、1 戸当 5 円補助、部落全人口一斉に行なう。
第3年次 (昭和9年)	共同浴場 託児所	^(ママ) 瓦葺木造平屋建 7.5 坪及び井戸、昭和8年竣工、保母2人。

3 視察来客

- (1) 下村宏・大阪朝日新聞社長、後年文部大臣となる。
- (2) 山崎延吉・代議士、安城町農林学校長、後年農商大臣となる。
- (3) 井上幾太郎・在郷軍人会長、陸軍大将・井上大将来字の時は、部落民総出で迎える。
部落内上、中、下の三世帯を視察する。(中略)
- (4) 戸田貞三・早稲田大学教授「郷を出て郷を見る」の揮毫あり。

衛生部落指定を受けて後は、上述の如く、各般にわたり改善され、部落の状況を視察する来客が後を絶たなかった。

『名護六百年史』には、以下のような記述がある [比嘉 1958:345]。

^(ママ)一、九三三年十二月(昭和八年)町制実施十周年を記念して、各自が実行すべき要目は、便所と豚舎の分離改善であった。改良雑種以後のことであるが、久しい以前から囊虫が発生して、養豚家を麻痺させていた。警察署長山元恵順、衛生技手後藤実は、風俗衛生の立場から便所と豚舎の分離を強調し、医師幸地新松は、人体から囊虫を摘出して、中間宿主が人体とその糞尿を喰う豚の間を循環する実証を検出し、一般の注意を喚起した。翌一、^(ママ)九三四年一月、町民は申合せによって、一斉に起って不浄な豚舎から便所を分離し、古い悪俗を打破して記念事業有終の美を飾った。果たせる哉、効果は靦面に顕れ年余にして囊虫は絶滅した。養豚は手軽に誰にも出来る内職で、殊に名護で生産する仔豚は寄生囊虫に安全だという宣伝が利いて、忽ち一大繁殖場となり、一、九三八(昭和十三年)には六千頭を保有する北部第一の養豚地となった。

石垣町連合主婦会副会長、石垣市婦人会会長を務めた宮城文は、『八重山生活誌』の中で、「フ

リヤー（便所）」について、以下のように記述している〔宮城 1972:28〕。

オーヌフリヤーは、二メートル四方くらいを石垣で積みめぐらして豚を入れ、前の方に人糞を受けるトーチをつけ、囲いの上の方は、後半分を茅か板又はカサ石（くさびら石）で片流れに被い、豚小屋兼用の便所に当てたものである。

この奇風はもともと支那の様式であったらしいが、昭和九年警察署、主婦会合同の生活改善の猛烈な運動によって、運動開始後一か月そこそこで石垣市内は全般的に改善の実を結んだ。幾多の生活改善の中でもっとも意義深いのは豚便所の廃止であり、生活改善委員がもっとも目ざましく活躍したのもこの問題であった。他面、悪口非難を浴びたのもこの時である。当時山口町長が主婦会の連合会長であり、筆者は副会長をしていたが、非難は会長には向けずに、攻撃の矢はすべて女の副会長である筆者に向けられた。宮城文の屋敷に行つて用便して来たらよい、という人もいと聞いたが、ある日屋敷内に五つ、六つ並べられた黄色のピラミッドを見せられた時には、驚きあされるやら、悔しいやら、恥ずかしいやらで、だれにも知られないよう、家族の者の胸に納めて我慢したことであった。思えば長い悪習奇風を断乎改善した画期的な事業にしては、ほとんど大した抵抗もなくスムーズに行つたものである。

比嘉道子は、戦前の生活改善運動に批判的な目を向ける。「名護博物館には年配者には身近だった豚便所のレプリカを展示しているが、ごくまれに来館者に「どうしてこのような沖縄の恥ずべきものを展示しているのか」とお叱りを受けることもあるという。このように、沖縄の人々が「恥ずべきもの、遅れたもの」として、自らの生活に批判的なまなざしを向けるようになったのは、明治 30 年代からであった」〔比嘉 2002:415-420〕。



写真 7 名護博物館のワーフール（レプリカ展示）

2023 年 10 月 28 日筆者撮影



写真 8 名護博物館のトーチー（レプリカ展示）

2023 年 10 月 28 日筆者撮影

比嘉は、生活改善部落の県指定を受けた幸喜での取り組みに対して、「〔豚便所〕の改善も含め、どのような点がどのように改善されたのか、具体的な内容ははっきりしない。幸喜は 1937 年（昭和 12）には県下の模範部落として、有栖川宮厚生資金を受けている」と指摘し、「豚便所」の改

良等に励み実績を上げた真喜屋が1937年に部落更生共進会に入賞していること、1943年（昭和18）には銃後生産陣を強化するために、喜瀬が新たに共同収益地、共同炊事、共同託児所を設けて、貯蓄実績も上々と伝える新聞記事があることを紹介している〔比嘉 前掲〕。

国策としての生活改善運動の中に、琉球・沖縄の豚便所の文化が飲み込まれていく一方で、戦後、「豚便所が改善されるに伴って有鉤条虫の感染サイクルが断ち切れ、本県で豚からの有鉤囊虫が検出されたのは1963年の宮古島が最後と言われている」〔安里 前掲〕という成果を知るとき、生活改善運動も批判するだけの対象ではないだろう。

豚便所の廃止自体は、地域によって、戦後に持ち越される。例えば、宮古島の平良市では、次のような記録がある〔平良市史編さん委員会1987:154〕。

一九四九（昭和24）年ごろ、豚の飼養方法が大きく変わった。原因は豚のう虫発生である。これは、豚房と便所の併設によるものとされ、豚のう虫が寄生した豚は「ムスイディワー」といわれた。豚のう虫発生は、宮古産豚の島外移出禁止となり、飼養する者にとっては、せっかく一年間育てた豚が、元も子もなくなってしまうので、これの蔓延は大きな脅威であった。

豚舎の改善については、強い行政指導も行われたので、旧来の豚舎の構造は、これを機に急速に改善され、便所併設はなくなった。

同書には、戦後1950年ごろまでは、農家、非農家を問わず、各家で養豚が盛んに行われ、現金収入の少ない当時としては、養豚は、家計を維持するための大きな収入源であった、と書かれている。フールの本来的な使用方法是、地域によって時間差を持ちながら戦後、次第に消えていく。しかし、それ以前に、沖縄戦によって、人々の生活と豚とのかかわりは激変していく。戦中戦後の豚とフルについては稿を改めたい。

おわりに

本稿では、数多くの先行研究と地域史ですでに紹介されている文献資料を可能な限り集め、原典に当たり直し、時系列に並べてみた。時間的制約により原典を集めきれなかったものも多い。膨大な地域史はまだほとんど目を通していないと言っても過言ではない。豚とフルの歴史に関しては、書き手自身の経験や現地調査に基づかない部分は多くの文献の書き手が類似の記述を行なっているが、これは参照可能な一次資料に限られているためであろう。一方、琉球王朝時代の農学書群や、『南島雑話』や『南島探検』の克明な記録は多くの発見に満ちている。地域史の中でも書き手自身の体験を綴ったものに説得力があるのと共通点がある。物理的な石造物であるフルの文化財化には、モノを保存するだけでなく、モノに付与される歴史的事実の蓄積が必要であろう。

本稿を書きながら気づいた点を記しておきたい。石造フルを持てるか、また何連のフルを

持てるかは、その世帯の財力による。文化財に指定されているような立派なフールは豪農しか持てなかったと思われる。蔡温らの農業政策、「地人」か「寄留民」なのか、廃村になってしまった仲間村など、豚便所を切り口に琉球・沖縄の歴史や地理に興味を持つポイントは次々浮かんでくる。つまり、「恥」と一時は思われた豚便所は、格好の歴史を学ぶ素材になる。排泄という、人間として避けて通ることのできない根源的な宿命は好奇心の源でもある。本稿の続編としては戦中、敗戦後の沖縄の人々と豚のかかわりが構想できる。フールが廃止される過程は戦後も継続されている。フールの廃止を切り口とした生活改善運動の正負両面の影響の解明も、引き続き追究すべき課題である。

注

- 1 三司官は琉球の大臣で、三人いるところからいわれる（島尻 1983:174）。
- 2 『独物語』の成立年は、琉球大学附属図書館の琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブの説明に準拠した。
- 3 『八重山嶋農務帳』は、乾隆 33（明和 5（1768））年冬に渡島した検使 与世山親方が翌年 12 月に布達したものを、咸豊 7（安政 4（1857））年 4 月に渡島した検使 翁長親方が、同年 11 月に補正加筆して布達した。本稿で参照した『八重山嶋農務帳』は、同治 13（明治 7（1874））年 2 月に渡島した検使 富川親方が同年 12 月に、それをさらに補正加筆して布達したものである（福仲 1983:197）。
- 4 「耕作筆者」は村に派遣される役人で、与人（各村に派遣される役人で、村の行政責任者）、目差（各村に派遣される役人で、与人の補佐役）の監督を受け農業を指揮する。「世持」は百姓から選出される一年交代の名誉職。各村に二人。毎日、村番所（村の役所）に出頭し、役人の相談役として村行政上の問題を処理し伝達する。銀のかんざしを挿した。「田ほさ（人）」は田ぶさ人。百姓から選出される名誉職で、各村に二人。真鍮のかんざしを挿した。「札持頭」は百姓から選出される一年交代の名誉職。各村に三人。「村築」は百姓から選出される一年交代の名誉職。各村一人。「村佐事」は百姓から選出される一年交代の名誉職。各村一人。「村ほさ」は村ぶさ。百姓から選出される名誉職。「サジブザ」ともいい、主として百姓の女子を下知、監督して貢納布をつくらせた（富川親方『八重山嶋農務帳』翻刻・現代語訳者・新城俊男による注 1983:153-156）。
- 5 天保 13（1842）年は、「嶋人の家宅の図」が収録されている「南島雑話」よりも成立年が古い。名越左源太関係資料について、石上英一は、『南島雑話』は、名越左源太の著述である「大嶮竊覧」「大嶮便覧」「大嶮漫筆」「南島雑記」と、「南島雑話」（一・二及び三の二冊）「南島雑話附録」の二類、六部七冊の総称である。「南島雑話附録」は、文政十二年（一八二九）、御薬園方見聞役として大島に派遣された伊藤助左衛門の著述を時行が転写したもので、「南島雑話」も、伊藤の著述をもとにしたもの、または伊藤の著述そのものの転写本と推定されている」[石上 2005]と述べている。
- 6 「チウギ」は「便をぬぐうための、そいだ竹片または木片」である（名越ほか 1984b: 192）。
- 7 引用文中、（）で囲われた部分は注では、鹿児島大学農学部図書館所蔵本（鹿大農学部本、旧鹿児島高等農林学校本）にのみ見出され、島津家旧蔵本には記載がないが、その記載がないことは、献上本であるため、削除した可能性が強い、と推定されている（名越ほか 1984a:125）。
- 8 沖縄県公文書館「あの日の沖縄 1879 年 3 月 27 日「沖縄県」の設置」による。
- 9 「竹富町の前史」による <https://www.town.taketomi.lg.jp/administration/ayumi/1531133731/>（最終閲覧日 2025 年 1 月 26 日）

参考文献

青嶋敏 2009「戦前期沖縄県の令達集・例規集について－その書誌情報の素描－」平成 17-20 年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）研究成果報告書『沖縄近代法の形成と展開－沖縄の特殊性と普遍性－』7-22。

- 安里龍二 1998『変貌してきた沖縄の寄生虫症－世界・日本・沖縄の現状－』沖縄県衛生環境研究所。
- 石井龍太 2020『ものがたる近世琉球 喫煙・園芸・豚飼育の考古学』吉川弘文館。
- 石上英一 2004「歴史と素材」石上編『日本の時代史 30 歴史と素材』吉川弘文館、7-41。
- 稲福盛輝 1995『沖縄疾病史』第一書房。
- 内倉昭文 2012「『鹿児島県史料 名越時敏史料』について－収録（予定）史料に関する書誌学的な研究等を中心に－」鹿児島県歴史資料センター黎明館『黎明館調査研究報告』24:35-66。
- うるま市 具志川市史編さん委員会 2011『具志川市史 第八巻 民俗編 上』うるま市教育委員会。
- 大蔵省印刷局（編）1931『官報 第1275号 1931年4月2日』日本マイクロ写真（国立国会図書館デジタルコレクション 永続的識別子 info.ndl.jp/pid/2957743）。
- 沖縄県 1932「昭和七年六月 沖縄県振興事業説明書」琉球政府（編）1969『沖縄県史 15 雑纂 2』国書刊行会、667-694。
- 沖縄県知事官房公文書係（編）1996『沖縄県令達類纂 下（2）第十類 衛生 第十一類 恤救』（原本：明治44年（1911）沖縄県知事官房公文書係発行、原本所蔵：ハワイ大学ハミルトン図書館（サカマキコレクション宝玲文庫））。
- 沖縄県立図書館（私製）1994『沖縄県令達類纂 五 衛生・恤救』（原本所蔵 那覇市文化局横内家資料／沖縄マイクロセンター複製本）。
- 沖縄市教育委員会文化課 1987『ふるさと園復元概報 沖縄市文化財調査報告書第9集』沖縄市教育委員会。
- 金城筑登之親雲上和最 1745『寒水川村金城筑登之親雲上 耕作方相試田地奉行所へ申出之条々』（翻刻・現代語訳 福仲憲）山田龍雄ほか編 1983『日本農書全集』34、農山漁村文化協会。
- 河津梨絵 2004「『南島雑話』の構成と成立背景に関する一考察」財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室（編）『史料編集室紀要』29:1-28、沖縄県教育委員会。
- 具志頭親方、美里親方、伊江親方、北谷王子『農務帳』（翻刻・現代語訳 仲地哲夫）山田龍雄ほか編、前掲書。
- 具志川市誌編纂委員会 1970『具志川市誌』具志川市役所。
- 源河史編纂委員会 2016『源河誌』名護市字源画区。
- 國分直一 1984「『南島雑話』解説」『南島雑話 2 幕末奄美民俗誌』（東洋文庫 432）、平凡社。
- 小松かおり 2007「在来家畜の商品化－沖縄在来豚「アグー」の復活－」河合香史（編）2007『生きる場の人類学－土地と自然の認識・実践・表象過程』京都大学出版会、365-385。
- ゴールドシュミット, R. 1981（原著 1927）『大正時代の沖縄』平良研一・中村哲勝訳（Goldschmidt, Richard, *Neu=Japan-Reisebilder aus Formosa den Ryukyuinseln Bonininseln Korea und dem südmandschurischen pachtgebiet*-.）
- 蔡温 1750『独物語』（翻刻、蔡温 1934『独物語』沖縄郷土協会（国立国会図書館デジタルコレクション 永続的識別子 info.ndl.jp/pid/1235856））。
- 笹森儀助 1968（原著 1894）「南島探検」宮本常一・原口虎雄・比嘉春湖編『日本庶民生活史料集成 第一巻 探検・気候・地理（南島篇）』三一書房、447-583。（原著：国立国会図書館デジタルコレクション 永続的識別子 info.ndl.jp/pid/993832）
- 島尻勝太郎 1983「〈解題 1〉近世琉球の社会と農民」山田龍雄ほか編、前掲書。
- 島袋正敏 1989『沖縄の豚と山羊－生活の中から－』ひるぎ社。
- 寒川恒夫 1998「与那原大綱引にみる文化変化」一般社団法人日本体育学会『体育学研究』43:22-32。
- 高橋遼平、佐藤孝雄、松井章、姉崎智子、石黒直隆、本郷一美 2012「先史時代 琉球列島へのイノシシ・家畜ブタ導入に関する動物考古学的研究：古 DNA・形態解析から」（日本人類学会「若手会員大会発表賞」第65回大会受賞対象発表の要旨）*Anthropological Science (Japanese Series)*, 120 (1), 77-79。
- 高橋遼平 2018「先史時代の食料運搬－イノシシ・ブタの DNA 解析－」高宮広土編『奄美・沖縄諸島先史学の最前線』南方新社。
- 津波仁栄 1978『幸喜部落の歩み』幸喜区。
- 鶴藤鹿忠 1972『琉球地方の民家』明玄書房。
- 渡嘉敷綏宝 1988『家畜百話』月刊沖縄社。
- 渡嘉敷綏宝 1996『豚・この有用な動物』那覇出版社。
- 富川親方 1874「八重山嶋農務帳」（翻刻・現代語訳 新城敏男）山田龍雄ほか編、前掲書。

内閣印刷局（編）1931『官報号外 昭和6年2月22日 第59回帝国議会 衆議院議事録速記録第17号』。

内閣官報局（編）1887『官報 明治20年1月』内閣官報局。

内閣官報局（編）1888『官報 明治21年9月』内閣官報局。

名越左源太（國分直一、恵良宏校註）1984a『南島雑話1 幕末奄美民俗誌』（東洋文庫431）、平凡社。

名越左源太（國分直一、恵良宏校註）1984b『南島雑話2 幕末奄美民俗誌』（東洋文庫432）、平凡社。

名護市教育委員会文化課 2014『名護市の文化財 第5集』名護市教育委員会文化課。

仲村栄春 1980『大城の今昔』[仲村栄春]。

中村誠司 2002『《はじめに・解題》沖縄の地域史・字誌づくり』小林文人・島袋正敏編『おきなわの社会教育 自治・文化・地域おこし』エイデル研究所、76-79。

中村誠司 2012『字（集落）誌づくり』社会教育・生涯学習辞典編集委員会『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店、6。

比嘉宇太郎 1958『名護六百年史』名護町役所。

比嘉道子 2002『生活改善運動と新生活運動』名護市史編さん委員会（編）『名護市史・本編7 社会と文化』名護市役所、415-420。

比嘉理麻 2015『沖縄の人とブタ産業社会における人と動物の民族誌』京都大学学術出版会。

平川宗隆 2000『沖縄トイレ世替わり フール（豚便所）から水洗まで』ボーダーインク。

平川宗隆 2005『豚国・おきなわ ～あなたの知らない豚の世界～』那覇出版社。

平川宗隆 2016『復活のアグー 琉球に生きる島豚の歴史と文化』ボーダーインク。

平川宗隆 2021『沖縄フール曼荼羅 いにしへの〈豚便所〉トイレ文化誌』ボーダーインク。

平良市史編さん委員会 1987『平良市史 第7巻資料編5 民俗・歌謡』平良市教育委員会。

福仲憲 1983『〈解題2〉近世琉球の農業と農書』山田龍雄ほか編、前掲書。

宮城文 1972『八重山生活誌』沖縄タイムス社。

山川親雲上、前田親雲上、宮城筑登之 1840『耕作下知方並諸物作節附帳』山田龍雄ほか編、前掲書。

山口栄鉄 1976『王堂チェンバレンーその琉球研究の記録ー』琉球文化社。

山田龍雄、飯沼二郎、岡光夫編 1983『日本農業全集』34、農産漁村文化協会。

横山武雄 1968『南島探検 解題』宮本常一ほか編、前掲書、447-448。

琉球政府経済局畜産課 1964『琉球の畜産』琉球政府経済局畜産課。

琉球肥料株式会社 1984『琉球肥料30年史ー沖縄の肥料』琉球肥料株式会社（非売品）。

臨時沖縄県土地整理事務局 1903『沖縄県土地整理紀要』臨時沖縄県土地整理事務局（国立国会図書館デジタルコレクション 永続的識別子 info:ndl jp/pid/800863）。

渡辺重綱 1879『琉球漫録』弘令社（国立国会図書館デジタルコレクション 永続的識別子 info:ndl jp/pid/766809）。

ウェブサイト

奄美遺産活用実行委員会 2015『南島雑話』電子ミュージアム奄美
<http://bunkaisan-amami-city.com/archives/1080>（最終閲覧日 2025年1月22日）

奄美遺産活用実行委員会 2015『笹森儀助『南島探検』』電子ミュージアム奄美
<http://bunkaisan-amami-city.com/archives/2808>（最終閲覧日 2025年2月1日）

石上英一 2005『67. 奄美博物館における史料調査』『東京大学史料編纂所報』41
<https://www.hi.u-tokyo.ac.jp/publication/syoho/41>（最終閲覧日 2025年1月22日）

沖縄県公文書館 あの日の沖縄 1879年3月27日「沖縄県」の設置
https://www.archives.pref.okinawa.jp/news/that_day/4631（最終閲覧日 2025年1月16日）

文化庁「国指定文化財等データベース」<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>（最終閲覧日 2025年1月27日）

琉球大学附属図書館 琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ『『独物語並御扶持方定 外位階歳割并褒美もの規模 城間恒通』』<https://shimuchi.lib.u-ryukyu.ac.jp/collection/iha/ih03101>（最終閲覧日 2025年1月29日）

琉球肥料株式会社 1984『琉球肥料30年史ー沖縄の肥料』<https://ryuhi.sakura.ne.jp/news.html>（最終閲覧日 2025年1月20日）

琉球村「国登録有形文化財 旧平田家フール」<https://www.ryukyumura.co.jp/facilities/hiratake/>（最終閲覧日 2025年1月27日）